

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

◇告示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)

生活保護法による医療機関の変更(〃)

生活保護法による診療所の休止(〃)

生活保護法による診療所等の廃止(〃)

保険医療機関等の指定(保険課)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

保安林の指定予定(森林保全課)

小売りさばき人の指定の廃止(会計課)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

◇公告 平成八年度毒物劇物取扱者試験の実施(医務薬事課)

砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)

◇雑報 消防設備士試験の実施(消防防災課)

第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(経営流通課)

## 告示

### 鳥取県告示第四百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西尾 邑次

名称	所在地	指定年月日
岡医院	岩美郡福部村大字海士四七二一	平成八年五月七日
松下内科医院	鳥取市雲山一三三一一	平成八年五月八日
くにとう眼科	米子市八幡七一八一	平成八年五月二十八日
山本歯科医院	境港市外江町三八〇五	〃
太田整形外科医院	鳥取市青葉町三丁目二二二	〃
浜村診療所	気高郡気高町大字勝見六六〇一二	〃
なかしま耳鼻咽喉科医院	米子市道笑町四丁目二二二一一	〃
有限会社エンゼル薬局	米子市八幡七二二一一	〃
淀江調剤薬局	西伯郡淀江町大字佐陀一三六八一 一一二	平成八年六月五日

### 鳥取県告示第四百十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同条第二項

の規定により次のとおり告示する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
都田内科医院	米子市紺屋町一三三三	平成八年一月九日

**鳥取県告示第四百十六号**

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
小田耳鼻咽喉科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	平成八年五月十八日

**鳥取県告示第四百十七号**

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡医院	岩美郡福部村大字海士四七一―一	平成八年二月二十一日
横田外科医院	鳥取市栄町四〇三―四	平成八年四月十四日
山根医院	鳥取市賀露町九九九	平成八年五月六日
浜村診療所	気高郡気高町大字勝見六六〇―二	平成八年五月十五日

**鳥取県告示第四百十八号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
浜村診療所	気高郡気高町大字勝見六六〇―二	平成八年五月十六日
小松医院	鳥取市今町一丁目二二八	平成八年六月一日
益尾歯科医院	米子市道笑町一丁目一八	平成八年六月六日
阿部クリニック	米子市福市二二七六一―一	平成八年六月七日
ひろ歯科クリニック	鳥取市覚寺四七―七	平成八年六月十一日

石田内科・循環器科医院	米子市夜見町一七五八一	平成八年六月十五日
渡部薬局 福市店	米子市福市二二八八	平成八年六月五日
淀江調剤薬局	西伯郡淀江町佐陀一三六八一一二	〃
薬局いわがき	米子市角盤町一丁目四二	平成八年六月九日

鳥取県告示第四百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西部土地改良区の定款の変更を平成八年六月十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百二十号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡中山町下甲字下山八七九の二、八七九の三、八八〇の一、八八〇の二、八八一、八八一の二、字西下山八八一の六、字西下モ山八七九の一、八八一の一、八八一の四、八八一の五、八八二の一から八八二の三まで、八八三の一、八八三の二、八八四、八八四の一、八八五の一、八九二、八九三、九〇〇の一  
二 指定の目的

風害の防備  
三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第四百二十一号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成八年六月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	住 所	名 称
平成八年六月十六日	米子市法勝寺町七〇	株式会社 山陰合同銀行米子商店街支店
〃	岩美郡岩美町大字浦富一五四六	株式会社 山陰合同銀行浦富支店

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

平成八年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年六月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成八年六月二十四日(月) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

三 議題

(一) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙について

(二) 不在者投票管理者を置くことができる病院等の指定について

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成八年六月十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

一 日時 平成八年六月二十日(木) 午後一時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室  
三 議題

- 1 鳥取県就学指導委員会委員の任免について
- 2 その他

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第二十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号) 第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号) 第九条第一項の規定により告示する。

平成八年六月十八日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏名又は名称	住所	株式会社 北電子	製造業社名	株式会社 北電子	検定番号	640080	有効期間	平成8年6月18日から3年間
		法人にあってはその代表者	小林 昭子	遊技機の区分	遊技機	型式名	サッカース3	遊技機の種類	回胴式遊技機
				規則第6条第2号該当機					

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により平成8年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成8年6月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時  
平成8年9月5日（木）午前10時から午後3時まで
- 2 試験の場所  
鳥取市東町一丁220 鳥取県庁講堂
- 3 試験の種類  
一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品日毒物劇物取扱者試験及び特定品日毒物劇物取扱者試験
- 4 試験の方法
  - (1) 試験は、筆記試験及び実地試験とする。
  - (2) 筆記試験は、次に掲げる事項について行う。
    - ア 毒物及び劇物に関する法規
    - イ 基礎化学
    - ウ 毒物及び劇物（農薬用品日毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品日毒物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他の取扱方法
  - (3) 実地試験は、毒物及び劇物の識別及び取扱方法について行う。

5 受験願書の受付期間

平成8年6月24日（月）から同年7月19日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。（郵送の場合は、平成8年7月19日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

6 受験願書の提出先

住所地为管轄する保健所（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 履歴書（日本工業規格によるもの）
- (2) 写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）1枚
- (3) 受験票
- 8 受験手数料及び納付方法  
受験手数料は10,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。  
なお、既納の手数料は、還付しない。
- 9 その他  
試験の詳細については、各保健所に照会すること。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成8年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成8年6月18日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 砂利の採取に関する法令	
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から正午まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の日時 平成8年7月31日（水）
- (2) 試験の場所 鳥取市尚徳町101-5  
県民文化会館 第4会議室

3 受験申込手続

次の書類を平成8年6月18日（火）から同年7月11日（木）までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。なお、受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用することとし、郵送の場合は、7月11日（木）までの消印のあるものを有効とする。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写 真

手札型とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 7,600円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 不明な点は、各土木事務所に問い合わせること。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成8年6月18日

財団法人消防試験研究センター理事長 原 鳥 榮 一

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成8年8月25日(日)13時15分から
	第4類、第5類	平成8年8月25日(日)9時00分から
乙種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成8年8月25日(日)13時15分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成8年8月25日(日)9時00分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

米子市東町160-1 米子市総合研修センター

3 受験願書の受付期間

平成8年6月24日（月）から同年7月5日（金）まで（郵送による場合は、7月5日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

<p>財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）</p> <p>5 受験手数料及び納付方法          受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円を、所定の方法により納付すること。</p> <p>6 その他          (1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局、消防本部及び各地区危険物保安協会において交付する。          (2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。</p>	<p>1,500㎡</p> <p>4 増加しようとする店舗面積          595㎡</p> <p>5 店舗面積を増加する日          平成8年11月5日</p>
<p>大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第7条第2項又は法第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成8年7月2日までに鳥取商工労働部経営流通課に提出してください。</p> <p>平成8年6月18日</p> <p>鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 蓬 篤</p> <p>○ 法第6条第2項の届出に係るもの</p> <p>1 届出者の名称          株式会社いない</p> <p>2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地          ハナジングランドいない境港店          境港市蓮池町56-1外</p> <p>3 現在の店舗面積</p>	